様式第七号（第十条の二関係）

許可番号　１１２１００００４８６７

産業廃棄物収集運搬業許可証

住　　所　　福岡県久留米市西町１０９１番地の８

氏　　名　　栄和産業株式会社
（法人にあっては名称及び代表者の氏名）
代表取締役　中村　康成

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第１４条第１項の許可を受けた者であることを証する。

久留米市長　　楢　原　利　則

許可の年月日　　平成　２２年　３月　２２日

許可の有効年月日　　平成　２７年　３月　２１日

１．事業の範囲（取り扱う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）及び積替え又は保管を行うかどうかを明らかにすること。）
積替え保管を含む。
金属くず（廃蛍光管及び廃乾電池に限る。）、ガラスくず等（廃蛍光管に限る。）、汚泥（廃乾電池に限る。）　以上３品目
積替え保管を含まない。
廃プラスチック類、金属くず、ガラスくず等（以上３品目については自動車等破砕物を除く。）、燃え殻、汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、ゴムくず、鉱さい（鋳物砂に限る。）、がれき類（廃プラスチック類、ガラスくず等、紙くず、木くず、繊維くず、がれき類については石綿含有産業廃棄物を含む。）　以上１５品目　以下余白

２．積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとにそれぞれ積替え又は保管を行う産業廃棄物の種類（当該産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨を含む。）、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ（積替え又は保管を行う場合に限る。）
積替え保管場所：福岡県久留米市北野町十郎丸字上畑２０８９番１
積替え保管場所面積：６９．６４㎡
産業廃棄物の種類：金属くず、ガラスくず等（以上２品目については廃蛍光管に限る。）
保管上限：１３．７３㎥　　積み上げ高さ：１．４ｍ
産業廃棄物の種類：金属くず、汚泥（以上２品目については廃乾電池に限る。）
保管上限：６．０７㎥　　積み上げ高さ：１ｍ　以下余白

３．許可の条件
積替え保管行為は、建屋内で行うこと。
以下余白

４．許可の更新又は変更の状況
平成２２年　３月２２日　更新許可
以下余白

５．許可の申請がされた日における規則第９条の２第３項に掲げる基準への適合性
以下余白

６．規則第９条の２第５項の規定による許可証の提出の有無　　有　・　無

※更新手続については、有効期間満了日の６０日前までに必ず久留米市環境部廃棄物指導課で行ってください。

複写禁止